

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.21
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 中島徹
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成25年9月30日
【提出日】	平成25年10月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株式等の保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
証券コード	9684
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(リミテッド・パートナーシップ)
氏名又は名称	ハリス・アソシエイツ・エル・ピー(Harris Associates L.P.)
住所又は本店所在地	60602、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市スイート500、ノースラサール街2番地(2 North LaSalle Street, Suite 500, Chicago, IL, USA, 60602)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成7年6月8日
代表者氏名	ジャネット・エル・レアリ(Janet L. Reali)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント・アンド・ジェネラル・カウンセル(Vice President and General Counsel)
事業内容	投資顧問及び投資一任契約に関する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 上村 直子
電話番号	03(3511)6185

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づき、資産運用の目的で保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,956,400
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,956,400
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		-
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,956,400
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		-

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年9月30日現在)	V		115,549,896
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)			5.15
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)			6.71

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、投資信託委託業者からその業者の設定する投資信託の運用を指図する権限を委任されて、法27条の23第3項第2号に該当する権限に基づき、その投資信託の運用を指図している。